



## 公告

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第45条において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、公益社団法人長野県シルバー人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種を次のとおり指定しました。

令和2年4月6日

長野県知事 阿部 守一

### 1 指定した業種及び職種並びに指定に係る市町村の区域

業種	職種	市町村の区域
01 農業	46 農業の職業	上田市、伊那市、東御市、青木村、長和町、辰野町、箕輪町及び南箕輪村
	66 自動車運転の職業	上田市、東御市、青木村及び長和町
09 食料品製造業	54 製品製造・加工処理の職業	上田市、伊那市、東御市、青木村、長和町、辰野町、箕輪町及び南箕輪村
	78 その他の運搬・清掃・包装等の職業	伊那市、辰野町、箕輪町及び南箕輪村
11 繊維工業	54 製品製造・加工処理の職業	伊那市、辰野町、箕輪町及び南箕輪村
	78 その他の運搬・清掃・包装等の職業	
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	54 製品製造・加工処理の職業	伊那市、辰野町、箕輪町及び南箕輪村
	78 その他の運搬・清掃・包装等の職業	
18 プラスチック製品製造業	54 製品製造・加工処理の職業	上田市、伊那市、東御市、青木村、長和町、辰野町、箕輪町及び南箕輪村
	78 その他の運搬・清掃・包装等の職業	伊那市、辰野町、箕輪町及び南箕輪村
24 金属製品製造業	52 金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業	上田市、岡谷市、伊那市、東御市、青木村、長和町、下諏訪町、辰野町、箕輪町及び南箕輪村
	78 その他の運搬・清掃・包装等の職業	岡谷市、伊那市、下諏訪町、辰野町、箕輪町及び南箕輪村
26 生産用機械器具製造業	52 金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業	上田市、東御市、青木村及び長和町
	57 機械組立の職業	
	66 自動車運転の職業	
27 業務用機械器具製造業	57 機械組立の職業	伊那市、辰野町、箕輪町及び南箕輪村
	78 その他の運搬・清掃・包装等の職業	岡谷市、伊那市、下諏訪町、辰野町、箕輪町及び南箕輪村
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	57 機械組立の職業	伊那市、辰野町、箕輪町及び南箕輪村
	78 その他の運搬・清掃・包装等の職業	岡谷市、伊那市、下諏訪町、辰野町、箕輪町及び南箕輪村
29 電気機械器具製造業	57 機械組立の職業	伊那市、辰野町、箕輪町及び南箕輪村
	78 その他の運搬・清掃・包装等の職業	

30	情報通信機械器具製造業	66 自動車運転の職業	上田市、東御市、青木村及び長和町
32	その他の製造業	66 自動車運転の職業	上田市、東御市、青木村及び長和町
39	情報サービス業	78 その他の運搬・清掃・包装等の職業	伊那市、辰野町、箕輪町及び南箕輪村
44	道路貨物運送業	78 その他の運搬・清掃・包装等の職業	伊那市、辰野町、箕輪町及び南箕輪村
50	各種商品卸売業	32 商品販売の職業	上田市、東御市、青木村及び長和町
56	各種商品小売業	32 商品販売の職業	伊那市、辰野町、箕輪町及び南箕輪村
		78 その他の運搬・清掃・包装等の職業	
69	不動産賃貸業・管理業	25 一般事務の職業	上田市、東御市、青木村及び長和町
75	宿泊業	41 居住施設・ビル等の管理の職業	伊那市、辰野町、箕輪町及び南箕輪村
		78 その他の運搬・清掃・包装等の職業	
76	飲食店	40 接客・給仕の職業	伊那市、辰野町、箕輪町及び南箕輪村
		78 その他の運搬・清掃・包装等の職業	
77	持ち帰り・配達飲食サービス業	40 接客・給仕の職業	上田市、東御市、青木村及び長和町
81	学校教育	41 居住施設・ビル等の管理の職業	上田市、東御市、青木村及び長和町
		66 自動車運転の職業	
		78 その他の運搬・清掃・包装等の職業	
82	その他の教育・学習支援業	19 教育の職業	伊那市、辰野町、箕輪町及び南箕輪村
85	社会保険・社会福祉・介護事業	35 家庭生活支援サービスの職業	伊那市、辰野町、箕輪町及び南箕輪村
		37 保健医療サービスの職業	上田市、東御市、長和町及び青木村
		39 飲食物調理の職業	岡谷市及び下諏訪町
		40 接客・給仕の職業	上田市、東御市、長和町及び青木村
		66 自動車運転の職業	岡谷市及び下諏訪町
		75 運搬の職業	上田市、東御市、長和町及び青木村
		78 その他の運搬・清掃・包装等の職業	伊那市、辰野町、箕輪町及び南箕輪村
88	廃棄物処理業	76 清掃の職業	岡谷市及び下諏訪町
98	地方公務	19 教育の職業	伊那市、辰野町、箕輪町及び南箕輪村
		25 一般事務の職業	上田市、東御市、長和町及び青木村
		41 居住施設・ビル等の管理の職業	伊那市、辰野町、箕輪町及び南箕輪村
		66 自動車運転の職業	上田市、東御市、長和町及び青木村
		76 清掃の職業	伊那市、辰野町、箕輪町及び南箕輪村

(注) 業種は日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)の中分類に、職種は厚生労働省編職業分類(平成24年3月改訂)の中分類に掲げる区分による。

## 2 指定年月日

令和2年4月1日

労働雇用課

## 公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

令和2年4月6日

長野県知事 阿部守一

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
小県郡青木村	平成24年から平成30年まで	地籍簿及び地籍図	青木村大字田沢の一部	令和2年3月30日
上伊那郡宮田村	平成28年から平成29年まで	地籍簿及び地籍図	宮田村大田切区、大久保区の各一部	令和2年3月30日
下高井郡山ノ内町	平成30年から令和元年まで	地籍簿及び地籍図	山ノ内町大字寒沢の一部	令和2年3月30日

農地整備課

## 公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消しました。

令和2年4月6日

長野県知事 阿部守一

- 1 免許の取消しをした年月日  
令和2年3月27日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及びその者の登録番号  
坂田岩雄  
二級建築士 長野第6792号
- 3 免許の取消しの理由  
建築士法第9条第1項第2号に該当するため（死亡による）

建築住宅課

## 公告

千曲市更級土地改良区の清算人について、次のように退任の届出がありました。

令和2年4月6日

長野県長野地域振興局長 吉沢正

## 退任

氏名	住所
小松 勝	千曲市大字羽尾1954番地1
福島 修	千曲市大字須坂102番地
和田 武雄	千曲市大字若宮476番地
中村 篤	千曲市大字若宮763番地
中村 隆行	千曲市大字若宮994番地3
大谷 章	千曲市大字羽尾2181番地

西澤 正人	千曲市大字羽尾1509番地5
塚田 貴志男	千曲市大字羽尾1371番地1
西澤 武徳	千曲市大字羽尾3265番地2
森 一己	千曲市大字羽尾518番地
大屋 悦男	千曲市大字須坂441番地
南澤 喜巳夫	千曲市大字八幡6751番地

農地整備課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和2年4月6日

長野県上田建設事務所長 蓬田陽

- 1 許可番号  
平成30年11月8日 長野県上田建設事務所指令30上建第78-5号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
東御市加沢字前田664-2、665-2、665-2先、665-3、665-4、665-5、665-6、665-7、665-8、665-9、665-10  
字石合671-1、671-3、671-4、672-1、672-2
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東御市滋野乙2198-2  
TKシステム株式会社 代表取締役 尾美 國益

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和2年4月6日

長野県長野建設事務所長 下里 巖

- 1 許可番号  
令和2年3月19日 長野県長野建設事務所指令30長建第121-4号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
千曲市上山田字高河原3813-4、3813-7、3813-72、3813-74、3813-76、3813-77、3813-78、3813-79、3813-208、3813-384、3813-719
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
千曲市大字上山田3813  
株式会社長野サンヨーフーズ 代表取締役 長谷 圭一

都市・まちづくり課

公告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

令和2年4月6日

長野県公営企業管理者 小林 透

名 称	事業所の所在地	指 定 年 月 日
ま ち せ つ	上田市古里1773番地3 コーポ松の木 C102号	令和2年 3月26日

水道事業課

公告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

令和2年4月6日

長野県公営企業管理者 小林 透

名 称	事業所の所在地	指 定 年 月 日
川 口 美 設	千曲市内川889-4	令和2年 3月27日

水道事業課

公告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

令和2年4月6日

長野県公営企業管理者 小林 透

名 称	事業所の所在地	指 定 年 月 日
ウォーターステ ム株式会社	長野市大字安茂里1833番地3	令和2年 4月1日

水道事業課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年4月6日

長野県教育委員会教育長 原 山 隆 一

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品等及び数量  
県立高等学校における探究学習のためのICT機器一式
  - (2) 物品等の特質  
仕様書によります。
  - (3) 納入期限  
令和2年9月30日（水）
  - (4) 納入場所  
仕様書によります。
  - (5) 入札方法  
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当する者であることとします。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）の別表第1の「物件の買入れ」の等級がAに区分されている者であること。
  - (3) 調達する物品に対し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。
  - (4) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
  - (5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- 3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請  
この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)の等級区分に該当していなければ、入札に参加することはできません。
  - (1) 申請書の入手先  
次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

[https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/2019\\_2020\\_sankashikaku.html](https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/2019_2020_sankashikaku.html)

(2) 申請を行う時期  
随時受け付けます。

(3) 問い合わせ先  
長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県会計局契約・検査課用品調達係  
電話 026 (235) 7079

4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県教育委員会事務局学びの改革支援課  
電話 026 (235) 7433

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 令和2年5月18日(月) 午前10時  
イ 場所 長野県庁 西庁舎1階入札室

(3) 郵送(書留郵便に限る)による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 令和2年5月15日(金) 午後5時  
イ 提出場所 長野県庁専用郵便番号 380-8570  
長野県会計局契約・検査課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める書類等を、令和2年5月11日(月)午後5時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の内容に関する照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において、説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

6 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:  
Lease Contract of a set of Information and Communication Technology (ICT)

equipment for inquiry based learning at prefectural public senior high schools in Nagano.

(2) Delivery deadline:  
September 30, 2020.

(3) Delivery locations:  
As mentioned in the tender description and specification

(4) Point of Contact for information about the tender; description / conditions / and other inquiries:  
Learning Advancement Support Division, Nagano Prefectural Board of Education  
Nagano Prefectural Government  
692-2 Habashita, Minami Nagano, Nagano City  
TEL: +81-26-235-7433 (Contact for inquiries)

(5) Bidding procedure, etc.  
Language and currency in which bidding will be conducted:  
Japanese language and Japanese yen (JPY).  
Time and location of bid opening:  
Time: 10:00am, Monday, May 18, 2020  
Location: Bidding Room, Nagano Prefectural Government West Annex 1F  
Submission deadline and mailing address for postal bidding forms:

Submission deadline: 5:00pm, May 15, 2020

Mailing address:

Contract and Audit Division  
Nagano Prefectural Board of Education,  
380-8570 (this is the exclusive postal code for Nagano Prefectural Government)  
(Registered Mail Only)

学びの改革支援課

## 公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しました。

令和2年4月6日

長野県警察本部長 伊藤 泰 充

1 随意契約に係る物品等の名称及び予定数量

(1) レギュラーガソリン 229,000リットル  
(2) 軽油 10,600リットル  
(3) ガソリンエンジン用オイル(SL級以上) 30リットル

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県警察本部警務部会計課  
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2

3 随意契約の相手方を決定した日

令和2年3月13日

4 随意契約の相手の名称及び所在地

(1) 名称 北信米油株式会社  
(2) 所在地 長野市柳原2551番地

5 随意契約に係る契約金額

(1) レギュラーガソリン1リットル当たりの単価

136円×110/100円

(2) 軽油1リットル当たりの単価

117円+ (117円-32.1円) ×10/100円

(3) ガソリンエンジン用オイル1リットル当たりの単価

700円×110/100円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項  
第8号該当

会計課